

米国の核政策と「非核」原則

豊下 櫛彦（関西学院）

先月から今月にかけて、米艦船の入港が相次いでいます。去る2月5日には長崎港に、米海軍の第七艦隊の旗艦ブルーリッジが、県や市の強い反対にもかかわらず入港しました。さらに同月27日には、佐世保港に米海軍の原子力空母ジョン・C・ステニスが今月3日までの予定で入港、同じく同日には、博多港と鹿児島港に随伴のイージス駆逐艦とイージス巡洋艦が入港しました。

これらの相次ぐ米艦船の入港は朝鮮半島情勢の緊迫化を背景にしているのですが、振り返って見ますと、過去10年近くの間、全国の20近い民間港に米艦船が入港しています。このような一連の「寄港慣らし」によって米軍が最大のターゲットにしているのが、長崎と同じ被爆地の広島港と、非核神戸方式をもつ神戸港であると言われています。

周知のように、この神戸方式は、「核兵器を搭載した艦艇の神戸港入港を一切拒否するものである」との1975年3月の神戸市会決議に基づいたもので、外国船が同港に入港する際には、核兵器を搭載していないことを自ら証明する「非核証明書」の提出を義務づけたものです。

他方で米国は、その核政策の大原則として、核の有無を明らかにしない、いわゆる「否定も肯定もしない」(Neither Confirm Nor Deny =NCND)という政策をとっています。こうして、米艦船が神戸港への入港を試みる際には、非核神戸方式と米国のNCND政策が真っ向から対立することになります。

それでは、このNCND政策は、米国にとって動かしがたい大原則なのでしょうか。実は1998年2月10日に締結された「訪問米軍に関する米比協定」において、米国は自らこの大原則を破りました。

長く米空海軍の一大拠点であったフィリピンは、1986年のマルコス独裁を打倒した革命を経て、後述します87年の非核憲法の制定を背景に米軍基地の撤去を求め、92年にはすべての米軍が同国から撤退しました。しかし、クリントン政権下の98年に、「テロ対策」や「合同演習」の名目で再び米軍がフィリピンに入る事態となりました。その際に両国で結ばれたのが上の協定です。

フィリピンを「訪問」する米軍の地位を定めた協定ですが、政界や世論から米軍による核兵器の持ち込みを危惧する声が高まり、そこで、政府間で調印された協定の「解釈指針」(primer agreement)において、当時のオルブライト米国防長官とコーエン国防長官が連名で、フィリピンの非核憲法を尊重し、今後同国に演習のために「訪問」する米軍の艦船にも航空機にも「核兵器を搭載しない」旨を明確に宣言しました。下記が英文の原文で、傍線が当該箇所です。

PRIMER AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
AND THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA REGARDING THE TREATMENT
OF UNITED STATES ARMED FORCES VISITING THE PHILIPPINES

Introduction

Existing Bilateral Pacts

Functional Linkages between the Philippines and the United States

The Strategic Role of the Philippine-U.S. Defense Relationship

The National Interest and the R.P.-U.S. Defense Relationship

Philippine-U.S. Military Exercises

The R.P.-U.S. Visiting Forces Agreement (VFA)

Criminal Jurisdiction and Civil Liability

Entry and Exit of United States Personnel

Termination Clause

Philippine sovereignty and visiting U.S. armed forces

No Basing and Access Arrangements

Regulated Entry of United States Vessels, Aircraft, and Vehicles

Constitutional Prohibition on Entry of Nuclear Weapons

International practice on the treatment of visiting armed forces

The U.S. counterpart agreement

Senate concurrence

Constitutional Prohibition on Entry of Nuclear Weapons

The VFA does not violate the constitutional principle that "the Philippines, consistent with the national interest, adopts and pursues a policy of freedom from nuclear weapons in its territory." The VFA will not serve as an all-purpose license for the United States to bring nuclear weapons or other weapons of mass destruction in Philippine territory.

The Philippine Government has consistently followed the policy and practice of prohibiting nuclear weapons and other weapons of mass destruction from being brought into Philippine territory by foreign military vessels and aircraft. In the procedure it implements with regard to visiting forces warships and military aircraft, the Philippine Government imposes the prohibition on these vessels and aircraft to carry nuclear weapons and other weapons of mass destruction in Philippine territory.

The 1951 MDT does not constitute an exemption to this policy, nor does the VFA.

Thus, the United States has been made fully aware that the Philippine Government will not allow the entry in Philippine territory of nuclear weapons and other weapons of mass destruction during military exercises.

Consistent with this Philippine policy, U.S. Secretary of State, Madeleine Albright, and Defense Secretary, William Cohen, have categorically and publicly assured the Philippines that U.S. vessels and aircraft will not carry nuclear weapons during military exercises with the Philippines. This declaration is an affirmation of the policy enunciated on 27 September 1991 by former U.S. President, George Bush, that, under normal circumstances, U.S. vessels and aircraft will not carry nuclear weapons.

This U.S. policy has not been changed, It is, therefore, a reasonable expectation that the implementation of the VFA will not constitute a contravention of the Constitution with respect to the prohibition of nuclear weapons and other weapons of mass destruction in the Philippines.

もちろん、「訪問米軍協定」については、様々な「密約」や“抜け道”があるのではないかと、といったフィリピンの市民団体などからの批判があるのは事実です。しかし、NCND政策が決して不動の原則ではなく、状況次第では米国自らがそれに反する宣言を公に行わざるを得ないという「実績」が生まれたことは、きわめて重大な意味をもっています。

それでは、なぜ米国はフィリピンに対して「非核宣言」を行ったのでしょうか。それは、非核憲法の存在です。87年2月に成立したフィリピン共和国憲法は二条二項で「国家政策の手段として戦争を放棄」する旨を明記し、同条の8項で「フィリピンは領土内において核兵器を禁止する政策を採用し追求する」と非核政策を明確に規定しました。

この非核憲法を具体化するためにフィリピン上院は88年6月、非核兵器法案を採択しました。その第二条では、「フィリピンはその領域内に核兵器を置かない政策を採用し、追求する」と規定され、第四条では「核兵器」の定義として、核爆発を生ぜしめる全ての装置に加え、兵器、運搬手段、指揮・管制・通信システムなどの核支援施設をも含むと規定しています。そして第五条で、核兵器のフィリピン領内への持ち込み、所有、開発、製造、取得、貯蔵など一切を禁止することが謳われています。

さらに第七条で、こうした禁止措置を実効あらしめるために強い権限をもつ核兵器監視委員会の設置が定められ、第九条ではフィリピンに入る艦船、車両、航空機などに対して核兵器を搭載していないことの証明を求め、違反した場合にはこれらを没収することが定められています。

以上のような非核憲法と非核兵器法の成立を背景に、91年には米軍基地の撤去が決議され、翌92年に米軍はフィリピンから全面的に撤退するところとなりました。こうした歴史的な経緯があったからこそ、先に見たように98年の「訪問米軍協定」の締結にあたって米国側はNCND政策の大原則があるにもかかわらず「非核宣言」をせざるを得なかったのです。たしかに上掲の「解釈指針」では、この「宣言」が91年のブッシュ・シニア大統領による「戦術核兵器撤去」声明と合致するものであると述べられていますが、フィリピンの非核兵器法はいかなる状況においてもフィリピン領内での核兵器の存在を許さないものです。

冒頭で、長崎港へのブルーリッジの入港について述べましたが、その際、トム・パーク艦長は核兵器の搭載を問われて、「米国の政策で有無に言及しない」と答えました。しかし、核兵器の「有無に言及しない」とは、上に見てきたように、決して不動の「米国の政策」ではありません。

フィリピンの非核憲法に照らしても、国是としての「非核三原則」と「非核神戸方式」をもつ日本は米軍に対し、その艦船や航空機が日本の領域に入るにあたっては、フィリピンの場合と同様に「非核宣言」を行うことを求める当然の権利と資格があるはずで

時あたかも、米国の歴代政権の中枢を担ってきた著名な政治家や外交官から、核廃絶を訴えるメッセージが発せられています。右に述べた「非核宣言」の要請は、単に日本やフィリピンにのみ関わるものではありません。北東アジアでいえば、米国にとどまらず、同じ核保有国の中国やロシアにも求めていくべきです。

こうした核保有国による「非核宣言」の輪を地域全体に拡大していくことは、日本と朝鮮半島全域の非核地帯化の方向と密接につながり、焦眉の課題である北朝鮮の核問題の解決を促すことになるはずなのです。